

協議第31号

職員給与の負担方法について

次の調整結果について協議を求める。

令和4年5月9日提出

上尾市・伊奈町消防広域化協議会
会長 畠山 稔

調整結果	<p>1 広域化前に各市町で任用されていた職員の給与等は、任用していた市町が広域化後も負担することとし、広域化後に採用された職員の給与等は、定められた経費負担割合に基づき両市町で負担するものとする。</p> <p>ただし、広域化時に従前組織の欠員（定年退職による欠員を除く）を補うために採用された職員の給与等については、当該補充の対象となった市町が負担するものとする。</p>
------	--

(説明)

- 1 広域化前から上尾市消防及び伊奈町消防に任用されていた職員の給与等の負担については、広域化後なお従前のおり当該職員が退職するまでそれぞれの市町において負担するものとする。
- 2 広域化後に新たに採用された職員の給与等は、別に定められた経費負担割合に基づき両市町で按分して負担するものとする。
- 3 上記給与等には、市町村共済負担金、退職手当負担金のほか、当該職員に関する福利厚生等の諸経費を含むものとする。

協議結果	調整結果のとおり、承認する。
------	----------------